

第2次健康日本21安城計画の最終評価及び次期計画の策定、 いのち支える安城計画（安城市自殺対策計画）の評価及び次期計画の 策定業務仕様書

- 1 業務名 第2次健康日本21安城計画の最終評価及び次期計画の策定、いのち支える安城計画（安城市自殺対策計画）の評価及び次期計画の策定業務
- 2 業務場所 安城市内及び受注者所在地
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- 4 業務の目的

本業務にあたり、令和5年度に現行の第2次健康日本21安城計画（以下「21現行計画」という。）の進捗状況と達成度を把握するために健康に関する基礎調査を実施し、最終評価を報告書（以下「21最終評価報告書」という）として作成する。また、いのち支える安城計画（以下「いのち現行計画」という）について、関連データを分析の上、評価を報告書として作成しそれを踏まえ、国・県の自殺対策次期計画及び関連する種々の対策や、詳細計画、並びに社会情勢や制度改革の状況を勘案した上で第2次のいのち支える安城計画（以下「いのち次期計画」という。）を策定する。さらに令和6年度にそれらを踏まえ、国・県の健康日本21次期計画及び関連する種々の対策や詳細計画、並びに、健康に関する社会情勢や制度改革の状況を勘案した上で、本市の今後の健康づくり施策を総合的かつ効果的に推進するために、第3次健康日本21安城計画（以下「21次期計画」という。）の基本理念及び基本方針、詳細目標設定をしつつ、目標達成に向けた計画を策定するものである。

5 法令等の遵守

本業務の受託者（以下「受注者」という。）は、実施するにあたって本仕様書によるほか、次の関係計画及び規則等諸法令を遵守するとともに熟知し、21次期計画及び、いのち次期計画に反映しなければならない。

- (1) 国の健康日本21計画（現行の計画と次期計画）
- (2) 国の健やか親子21計画
- (3) 国の自殺総合対策大綱
- (4) 県の健康日本21あいち計画（現行の計画と次期計画）
- (5) 県のあいち自殺対策総合計画
- (6) 安城市総合計画、安城市高齢者福祉計画、安城市介護保険事業計画、安城市障害福祉計画、安城市地域福祉計画、安城市次世代育成支援行動計画、安城市男女共同参画プラン、安城市生涯学習推進計画、健康日本21安城計画、安城市食育推進計画、安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画、安城市スポーツ振興計画、安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略、安城市国民健康保険データヘルス計画、安城市子ども子育て支援事業計画、いのち支える安城計画（安城市自殺対策計画）、安城市

6 受注者の義務

受注者は、本業務の遂行にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守しなければならないこと。
- (2) 定められた期間に本業務が完了するように作業の円滑化に努めること。
- (3) 本業務の実施にあたり、契約書、仕様書、及び安城市（以下「発注者」という。）の指示に従い、策定の意図、目的を十分理解したうえで、最高の技術を発揮できるよう努めること。
- (4) 本業務の契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。ただし、本市の承認を得た場合はこの限りではない。

7 主任技術者

受注者は、本業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- (1) 主任技術者は、契約に基づき本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- (2) 主任技術者は、本業務の履行にあたり技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

8 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出し承認を受けるものとする。

- (1) 主任技術者等選任届（経歴付記）
- (2) 工程表
- (3) 業務完了届け及び納品書
- (4) その他必要書類

9 業務内容

(1) 打ち合わせ等

ア 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と密接な連絡を取り本業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度記録し相互に確認しなければならない。

イ 打合せを行った際には、受注者はその結果について記録するものとし、打合せ終了後1週間以内に、発注者に会議内容等を記載した打合せ記録簿を紙媒体または、電子データで提出し、確認を受けなければならない。

ウ 打合せを行う際には必要に応じて、市民の代表者等が加わることを受注者は承

諾しなければならない。

1 0 資料の貸与及び返却

発注者は、本業務遂行の上で必要となるデータ及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 受注者は、データ及びその他関係資料の貸与を受ける際は、発注者に借用書を提出し、業務完了後、直ちに発注者へ返還するものとする。

1 1 納品成果品

受注者は、本業務が完了したときは、成果品を業務完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

(1) 策定業務期間中において発注者の指示があった場合は、成果品は部分提出するものとする。

(2) 成果品の著作権については、発注者に帰属するものとする。

1 2 手直し

本業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業に掛かる費用は一切受注者の負担とする。

1 3 検査

受注者は、完了検査に際して、成果品及びその他の関係資料などを整え、原則として主任技術者を検査に立ち合わせなければならない。

委託業務内容等

1 4 健康に関する基礎調査

(1) 本業務にあたり、2 1 現行計画の目標達成状況の検証や2 1 次期計画の目標設定のための現状と課題を把握するため、健康に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）を行う。

(2) 調査対象区分は、以下の区分を原則とする。ただし、必要に応じて変更することができる。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 0～3歳児（保護者のみ） | 500人（乳幼児健診にて配布・回収） |
| ② 5歳児（保護者のみ） | 600人（幼、保、子ども園にて配布・回収） |
| ③ 小学3年生（児童と保護者） | 593人（学校にて配布・回収） |
| ④ 小学6年生（児童と保護者） | 662人（学校にて配布・回収） |
| ⑤ 中学3年生（生徒と保護者） | 304人（学校にて配布・回収） |
| ⑥ 15～17歳（本人） | 1,000人（市にて配布・郵送による回収） |

- | | |
|--------------|------------------------|
| ⑦ 20～59歳（本人） | 1, 500人（市にて配布・郵送による回収） |
| ⑧ 60歳以上（本人） | 1, 500人（市にて配布・郵送による回収） |

1 5 調査対象者の抽出は発注者が行い、調査票配布・回収については、次のとおり行うものとする。

- （1）①～⑤の配布及び回収は発注者が行う。
- （2）⑥～⑧については、発注者が別に指示する郵便番号の区分毎に、受注者が分別及び郵便局への持ち込みを行い、郵送することとし、料金受取人払封筒により回収する。なお、発送及び回収の郵便料は発注者が負担する。調査対象者の宛名シールは、発注者が受注者に支給する。

1 6 基礎調査を実施するにあたっては、受注者は次の点に留意して行うこととする。

- （1）調査票の設問設計にあたっては、本市の実状に即し、地域特性をはかることができる設問案を提示すること。また、発注者の要望には随時対応しながら調査票を作成し、発注者が必要とした場合には関係者との意見調整の場や策定委員会への出席及び設問設計根拠の資料提示と説明を行うこと。
- （2）調査票は見やすく答えやすいものとするため、設問の間隔、文字の大きさに配慮し、対象区分毎に必要な部数の印刷を行うこと。
- （3）調査票を封入する封筒と、返信用の料金受取人払封筒を作成の上、調査票と返信用封筒を封入封緘して納品すること。なお、料金受取人払の承認は発注者が受ける。

1 7 基礎調査の集計・分析

- （1）受注者は、回収された調査票についてデータの集計整理及び分析を行うとともに、記述式で記入されている自由意見についても、内容ごとにとりまとめを行う。
- （2）受注者は、前項にて集計整理及び分析したデータについて、平成31年3月における中間評価の際の基礎調査報告との整合を図りつつ、単純集計並びにクロス集計、過去の健康に関する基礎調査結果との比較を行う。また、クロス集計、過去調査との比較については標本に応じた検定を行うこと。なお、クロス集計の項目については、発注者と協議のうえ実施すること。さらに、集計結果報告の作成については、表並びにグラフ等、表現方法を工夫すること。
- （3）受注者は、単純集計及びクロス集計などから傾向を分析の上、基礎調査結果とともに発注者に報告し、基礎資料として活用できるようにするものとする。

1 8 基礎調査成果品

- (1) 納品成果品の概要は、下記に示すとおりとする。
 - (ア) 基礎調査報告書 A 4 版 2 0 0 ページ以内 データのみ
 - (イ) 基礎調査報告書のダイジェスト版 データのみ
 - (ウ) 基礎調査における入力データ及び集計表の出力帳票一式
 - (エ) 上記 3 点のワード (Word) またはエクセル (Excel) データの電子記録媒体一式

1 9 2 1 最終評価報告書

- (1) 2 1 現行計画について、受注者は、1 5 で実施した基礎調査結果及び平成 1 5 年、平成 1 9 年、平成 2 4 年、平成 2 9 年に実施した健康に関する基礎調査結果、並びに保健事業の実績、計画期間の社会情勢の変化や諸制度の改革等を勘案し、最終的な評価の検証を実行し、報告書にまとめる。
- (2) 2 1 最終評価報告書は、2 1 現行計画の策定経過及び見直しの経緯、2 1 現行計画を取り巻く法令・制度等の変遷、最終評価の必要性、評価の結果、2 1 次期計画への課題等を骨子に、解りやすく読みやすい内容とするよう配慮しつつ、発注者と協議の上、まとめること。
- (3) 受注者は、本市が実施しているデータヘルス事業のデータ及び分析結果を「1 8 基礎調査の集計・分析」の結果と照らし合わせ、地域を意識した課題の抽出を行うとともに評価する。

2 0 2 1 最終評価報告書の成果品

- (1) 納品成果品の概要は、下記に示すとおりとする。
 - (ア) 2 1 最終評価報告書 A 4 判カラー 4 色刷り 5 0 ページ以内 (製本) 3 0 0 部
 - (イ) 報告書のワード (Word) またはエクセル (Excel) データの電子記録媒体一式
 - (ウ) 打ち合わせ等会議資料
 - (エ) その他発注者が指示する資料

2 1 2 1 次期計画書

- (1) 受注者は、基礎調査報告書及び 2 1 最終評価報告書を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢・経済情勢及び周辺地域の特性を的確にとらえるとともに、健康づくりに関連する種々の制度・対策・計画との整合性を保つなどして、2 1 次期計画の骨子としての、基本理念及び基本方針を提案する。
- (2) 前項の骨子に対して、詳細にわたり目標として設定する項目を提案し、目標達成に向けた課題の整理の手法及び取り組みの方法等を提案し、まとめる。
- (3) (1) 及び (2) を決定していく過程で、市民の意見をどのように反映し、そのために策定委員会や幹事会などの識者会議をどのように活用していくのかを提案する。
- (4) (1) 及び (2) により定める目標達成に向けた 2 1 次期計画書を、図表、グラフ、

写真などを活用し、レイアウトに工夫を凝らし、解りやすく読みやすい誌面とするよう提案し、作成する。

- (5) 2 1 次期計画の計画期間は、令和7年度から令和18年度とする。

2 2 2 1 次期計画書の成果品

- (1) 納品成果品の概要は、下記に示すとおりとする。

(ア) 第3次健康日本21安城計画書A4判カラー4色刷り100ページ以内

(製本) 300部

(イ) 第3次健康日本21安城計画書概要版A3判カラー両面2つ折り(4色刷り)

2,000部

(ウ) 上記2点のワード(Word)またはエクセル(Excel)データの電子記録媒体一式

(エ) 打合せ等会議記録

(オ) その他発注者が指示する資料

2 3 いのち現行計画評価報告書

- (1) いのち現行計画について、受注者は、保健事業の実績、計画期間の社会情勢の変化や諸制度の改革等を勘案し、最終的な評価の検証を実行し、報告書にまとめる。
- (2) いのち現行計画評価報告書は、いのち現行計画の策定経過、いのち現行計画を取り巻く法令・制度・社会情勢等の変遷、最終評価の必要性、評価の結果、いのち次期計画への課題等を骨子に、解りやすく読みやすい内容とするよう配慮しつつ、発注者と協議の上、まとめること。

2 4 いのち現行計画評価の成果品

- (1) 納品成果品の概要は、下記に示すとおりとする。

(ア) 評価報告書 A3判カラー両面2つ折り(4色刷り) 300部

(イ) 上記のワード(Word)またはエクセル(Excel)データの電子記録媒体一式

(ウ) 打ち合わせ等会議資料

(エ) その他発注者が指示する資料

2 5 いのち次期計画書

- (1) 受注者は、基礎調査報告書及びいのち現行計画評価報告書を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢・経済情勢及び周辺地域の特性を的確にとらえるとともに、自殺対策に関連する種々の制度・対策・計画との整合性を保つなどして、いのち次期計画の骨子としての、基本理念及び基本方針を提案する。
- (2) 前項の骨子に対して、詳細にわたり目標として設定する項目を提案し、目標達成に向けた課題の整理の手法及び取り組みの方法等を提案し、まとめる。
- (3) (1) 及び (2) を決定していく過程で、市民の意見をどのように反映し、そのた

めに策定委員会や幹事会などの識者会議をどのように活用していくのかを提案する。

- (4) (1) 及び (2) により定める目標達成に向けたいのち次期計画書を、図表、グラフ、写真などを活用し、レイアウトに工夫を凝らし、解りやすく読みやすい誌面とするよう提案し、作成する。
- (5) いのち次期計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 10 年度とする。

2.6 いのち次期計画書の成果品

- (1) 納品成果品の概要は、下記に示すとおりとする。
 - (ア) 第 2 次いのち支える安城計画書（安城市自殺対策計画） A 4 判カラー（4 色 刷り）50 ページ以内（製本） 300 部
 - (イ) 第 2 次いのち支える安城計画書概要版 A 4 判カラー両面（4 色刷り）2,000 部
 - (ウ) 上記 2 点のワード（Word）またはエクセル（Excel）データの電子記録媒体一式
 - (エ) 打合せ等会議記録
 - (オ) その他発注者が指示する資料

2.7 計画推進会議等の運営

- (1) 本業務に当たって、受注者は必要に応じて、または、発注者の求めに応じて、健康日本 21 安城計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）、幹事会、分科会、意見交換会（ワークショップ等、分野別）における資料を編集及び作成し、運営を主体的に実施する。

(ア) 策定委員会

本業務に関して、受注者は、市から委嘱を受けた委員で構成される策定委員会の企画・立案、資料作成等の準備及び会議当日の運営を、発注者と共催するとともに、本計画策定を支援する。策定委員会等の運営に係る一切の経費については、受注者がこれを負担する。議題、運営方法等については、受注者と発注者で別途協議することにより適宜進めることとする。会議の開催回数は 8 回程度（令和 5 年度は 4 回程度、令和 6 年度は 4 回程度）とするが、進捗状況によっては、変更する場合もある。

(イ) 幹事会、分科会

受注者は、市職員で構成する幹事会と分科会の企画・立案・資料作成等の準備及び会議当日の運営を発注者と共催するとともに、本計画策定を支援する。幹事会、分科会等に係る一切の経費については、発注者がこれを負担する。会議の回数は各々 8 回程度（令和 5 年度は各 4 回程度、令和 6 年度は各 4 回程度）とするが、進捗状況によっては、変更する場合もある。

(ウ) 意見交換会

受注者、市職員と関係団体の推薦者、市民活動組織等で構成する意見交換会の企画・立案、資料作成等の準備及び会議当日の運営を、発注者と共催するとともに、本計画策定を支援する。意見交換会等の運営に係る一切の経費については、受注者がこれを負担する。内容、運営方法等については、受注者と発注者で別途協議することにより適宜進めることとする。意見交換会の回数は10回程度とする。

- (2) 受注者は、会議等の運営にあたり、2名以上出席しなければならない。
- (3) 会議等の終了後、受注者は速やかに要点筆記により会議録を作成し、発注者に提出しなければならない。

2.8 意見聴取

- (1) 現行計画の検討及び次期計画の策定にあたっては、関係団体等を対象に、ヒアリング調査を実施するとともに、パブリックコメント制度を活用し、幅広く市民の意見及び情報を反映させていく。なお、ヒアリング調査の企画・立案、資料作成等の準備及びヒアリングを発注者と共催するとともに、本計画策定を支援する。また、関係団体等に既存の会議を利用するなど、関係団体等の負担が大きくなるように配慮すること。意見聴取の回数は、5回程度とする。

スケジュール

	健康日本２１安城計画	いのち支える安城計画
令和５年度		
４月	健康に関する基礎調査の対象、項目、方法を検討	
５月	健康に関する基礎調査について関係機関との連絡調整 第２次健康日本２１最終評価及び策定業務委託業者選定	
６月	策定委員会①	策定委員会①
７月	（諮問、基礎調査内容決定） 健康に関する基礎調査の実施・回収 意見交換会	（諮問） 意見交換会
９月	健康に関する基礎調査の報告書案の作成 策定委員会② 健康に関する基礎調査報告書案について	策定委員会② 評価報告書案 次期計画骨子を検討
１１月	策定委員会③ アンケート調査結果、最終評価報告書枠組み	策定委員会③ 最終報告書の完成公表 次期計画案を検討
１月	意見交換会（１～３月）	パブリックコメントによる意見の募集
２月～３月	策定委員会④ （最終評価報告書案検討、次期計画骨子案の検討） 最終評価報告書の公表	策定委員会④ パブリックコメントによる意見の検討 パブリックコメントの結果公表 次期いのち支える安城計画完成公表
令和６年度		
５月～６月	策定委員会⑤ （次期計画素案の検討） 次期計画案の作成	
７月～９月	策定委員会⑥（次期計画の検討）	
１０月	策定委員会⑦（次期計画案の承認）	
１２月	パブリックコメントによる意見の募集	

令和7年	
1月	策定委員会⑧（パブリックコメントによる意見の検討）
2月	パブリックコメントの結果公表 市長答申
3月	次期健康日本21安城計画完成公表

※策定委員会①から④は、次期健康日本21計画策定と次期のち
支える安城計画策定を合同で実施予定。